明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○

○

▷

○厚生労働省令第五十号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行に伴い、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条の二　法第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項（指定成分等含有食品が、人の健康に被害を生じさせるおそれがある場合の届出にあつては、第四号から第七号までを除く。）を記載した届出書を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に提出することによつて行うものとする。ただし、健康被害を受けた者がその情報の提供を拒否していることその他の事情により、当該者の情報を得ることが困難なときは、第四号から第七号までに掲げる事項の記載を要しない。 一　指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た日 二　指定成分等含有食品の製品名 三　指定成分等の含有量 四　健康被害を受けた者の性別、年齢、指定成分等含有食品の摂取状況及び健康被害に係る症状 五　健康被害を受けた者が医療機関を受診している場合は、当該医療機関の名称及び所在地 六　前号の医療機関における診断結果 七　指定成分等含有食品の摂取時に使用していた医薬品等がある場合は、当該医薬品等の名称 八　その他必要な事項 ②　法第八条第一項の届出は、指定成分等含有食品の表示内容に責任を有する者を通じて行うことができる。	（新設）
第七十五条　令第三十七条第三項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。 一　法第五十八条第三項の規定により都道府県知事等が厚生労働大臣に直ちに報告を行つた食中毒事件　様式第十四号による食中毒事件票及び食中毒事件詳報 二　（略） ②　（略）	**第七十五条**　令第三十七条第三項の規定による報告書は、次の各号に掲げる食中毒事件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書とする。 一　法第五十八条第三項の規定により都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。）が厚生労働大臣に直ちに報告を行つた食中毒事件　様式第十四号による食中毒事件票及び食中毒事件詳報 二　（略） ②　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

2　食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第八十七号）の表改正前欄の食品衛生法施行規則第七十五条第一項第一号中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下この条及び次条において「」及び「」という。）」を削り、同表改正後欄の食品衛生法施行規則第六十七条中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）」を「都道府県知事等」に、別表第二十第九号ホ⑴中「と体」を「とたい」に改める。

○厚生労働省令第五十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号イ及び第五条第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信